

## 児相の援助を受けていた子が死亡、親が児相所管の個人情報を開示請求 死亡した未成年者の個人情報は相続人たる親自身の個人情報と同視し得る余地がある——裁判所

### 1 はじめに

今回は、本誌452号10頁の「死亡児童に関する個人情報非開示処分取消請求事件」(山口地裁平成30年10月17日判決。以下「本判決」といいます。)を取り上げます。

本件は、自殺した児童(以下「本件児童」といいます。)の父親であるXが、Y県個人情報保護条例(以下「本件条例」といいます。)に基づき、児童相談所が保有する本件児童に関する記録の開示を求めたところ、処分行政庁たるY県知事が本件条例の非開示情報に該当することを理由として非開示決定処分(以下「本件処分」といいます。)をし、これに対する異議申立ても棄却したことから、Xがこれを不服として本件処分の取消しを求めた事案です。

死者に関する情報については、一義的には開示請求権者が存在せず、法令上、個人情報の対象には当たらないこととされていますが、その遺族が遺族固有の情報として、開示請求できるか否かについて、当該死者と開示請求者との関係や、請求された情報の性質を勘案した上で判断を示した点で、実務上参考になる事例と思われるので紹介させていただきます。

### 2 事案の概要

#### (1) 開示請求に至るまでの経緯

ア Xは平成8年に婚姻した配偶者Aとの間に、本件児童を含む二人の子をもうけましたが、平成18年に二人の子の親権者を母親であるAと定める調停離婚が成立しました。

本件児童は、小学校2年生の頃から発達障害が疑われ、小学校2年及び5年在学中に児童相談所

が関与し、小学校5年に在学中の平成20年9月に児童相談所から紹介された医療センターで注意欠陥多動性障害及び反抗挑戦性障害と診断され、外来面談を継続していました。その後、中学校3年に在学中の平成24年6月に児童養護施設に入所し、平成26年4月に自宅から通学可能な定時制高校への編入に伴って同施設を退所しましたが、同年11月に自宅で自殺しました。

イ Xは、本件児童が児童相談所の援助を受けながら、どのような経緯で自殺するに至ったのかを知るため、平成27年1月6日付で、本件条例10条1項に基づき、Y県知事に対し、「Z児童相談所などで所管する本件児童に関する書類」(以下「本件情報」といいます。)の写しの交付を求めて個人情報開示請求書を提出しました(以下「本件開示請求」といいます。)

本件情報は、本件児童に関する児童記録一式であり、本件児童に関する氏名等の基本情報をはじめ、相談の内容や家族の状況、具体的な援助方針とその後の経過、関係機関又は関係者等からの情報及び本件児童に係る評価等が記載されているものでした。

#### (2) 本件処分の理由

Y県知事は、平成27年2月13日、本件開示請求について、以下の理由により、本件条例12条1項に基づき、本件情報の全部を開示しないという本件処分を行いました。

① 本件情報は、開示請求者以外の情報であり、開示することにより、本件条例16条3号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないこと(本件条例16条3号本文に該当)

② 本件情報を開示することにより、関係者、関係機関との信頼関係が損なわれるなど、今後の児童福祉業務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあること(本件条例16条8号に該当)

#### (3) 本件条例の内容

本件において特にポイントとなる本件条例の条文の内容は、以下のとおりです。

#### 第2条(定義)

この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)…(以下省略)

#### 第10条(開示請求権)

何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

第16条(開示をしないことができる個人情報)

実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれているときは、当該個人情報を開示しないことができる。(1号、2号、4号ないし7号、9号及び10号は省略)

3号 開示請求者以外の個人に関する情報(…略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの(以下省略)。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが

予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報

ハ 公務員等(以下省略)の職又は氏名であって、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるもの(以下省略)

8号 県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの

#### (4) 本訴訟提起までの経過

Xは、平成27年2月19日、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行いました。Y県知事は、平成28年3月29日、本件情報が本件条例16条3号に該当し、同条8号該当性について判断するまでもないとして、異議申立てを棄却しました。

このため、Xは、平成28年7月28日、本件処分の取消しを求めて、本訴訟を提起しました。



### 3 争点

本件の争点は、以下のとおりです。

- (1) 本件情報がXにかかる「自己の個人情報」(本件条例10条1項)に該当するか(争点①)
- (2) 本件条例16条3号を理由に不開示とするものの相当性(争点②)
- (3) 本件条例16条8号を理由に不開示とするこ

との相当性（争点③）

#### 4 裁判所の判断

裁判所の判断は、概要、以下のとおりです。

##### (1) 争点①について

当該死者と特に密接な関係を有する遺族等については、社会通念上、当該死者に関する個人情報が、同時に遺族等「生存する個人」自身の個人情報に当たる場合があり得るから、そのような情報については、当該「生存する個人」に関する情報として、本件条例による保護の対象となるものと解するのが相当である。

そして、死者が未成年者である場合には、相続人たる地位を有する父及び母は、当該未成年者の権利義務を包括的に継承する者として、特に密接な関係を有し、当該未成年者にかかる情報が、社会通念上、相続人たる地位を有する父又は母自身の個人情報と同視し得る余地があると考えられるから、原告は、本件条例10条に基づき、本件児童にかかる個人情報を自己の個人情報として、開示請求をする適格を有するものと解するのが相当である。

##### (2) 争点②について

ア 本件情報は、家庭及び地域における児童養育を支援するための行政機関である児童相談所が、その業務のために作成した児童記録一式であるから、その性質上、子の生前、その養育を直接的又は間接的に担っていた子の相続人たる地位を有する父又は母の個人情報と基本的に同視し得るものと解するのが相当である。

イ 開示請求者以外の個人に関する情報の非開示を認める本件条例16条3号における「個人に関する情報」には、死亡した個人に関する情報も含まれるところ、本件情報には開示請求者であるX以外の者である本件児童や、その遺族である本件児童の母に関する情報が含まれている可能性のあることは否定できない。

ウ 本件条例16条3号の趣旨は、自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求するという開示請求者の権利利益と、当該個人情報に含まれる自己の個人情報が開示されることによりプライバシーが損なわれる第三者の権利利益の調和を図

ることにあると解されるが、本件条例16条3号に基づいて個人情報を開示しないことができるのは、個人情報に含まれた第三者に関する情報を開示すると、当該第三者の私生活に支障が生じる蓋然性があり、かつ、部分開示とすることによってこれを阻止することができないという場合に限られるというべきである。

エ 本件条例において、死者に関する個人情報は、死者自身の個人情報としては保護されていないものと解される。そうすると、本件条例16条3号が死者に関する情報を保護の対象としているのは、死者自身のプライバシーを保護することではなく、主として、死者の親族の名誉及びプライバシーを保護することに目的があり、死者の名誉及びプライバシーに対する一般の国民感情に配慮することに附随的な目的があると解するのが相当である。

オ 以上のような本件条例16条3号の趣旨に照らすと、死者の遺族が遺族固有の個人情報であるとして当該死者に関する情報の開示請求をした場合は、当該死者の他の遺族の名誉及びプライバシーを害する目的、態様でなされる等の特段の事情がない限りは、当該情報に当該死者に関する情報が含まれていることを理由として開示をしないことは許されないと解するのが相当である。

カ Xの本件情報に対する開示請求には、死者である本件児童の遺族の名誉及びプライバシーを害する目的があったとはいえず、他に特段の事情があったことについての主張立証もないから、本件情報について本件条例16条3号の非開示事由があるとはいえない。

##### (3) 争点③について

本件条例16条8号にいう「当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある」というためには、情報を開示した場合には、県の機関等の事務若しくは事業の円滑な実施に著しい支障が生じる高度の蓋然性があることが、客観的かつ具体的な根拠に基づいて認められなければならないと解するのが相当である。

本件児童に対する相談援助活動は既に終了しているため、当該事件に関する事務の遂行への支障は通常は考え難い。また、児童相談所に対して情報を提供する関係機関等は、一般に、児童相談所

に提供した情報のうち、当該情報を開示してもその事務の遂行に著しい支障を生じる高度の蓋然性がないものまで全面的に開示されないことを前提としているとは解しがたく、開示によって、当然に、児童相談所と当該関係機関等との信頼関係が失われる蓋然性があるとは認め難い。

よって、本件情報について本件条例16条8号の非開示事由があるとはいえない。

##### (4) 結論

本件情報は、Xの自己の個人情報に該当し、かつ、本件条例16条3号及び16条8号に規定する非開示事由はないと認められるから、本件処分は取消しを免れない。

#### 5 本判決の意義

昨今、死者に関連する情報について、遺族から開示請求がなされる事例に直面した地方公共団体が、その対応に苦慮するというケースが実務上少なからず見受けられます。こうした事例に関連する裁判例も徐々に集積してきている状況ですが、本判決は、死亡した未成年者に関連する情報について、非親権者であった親からの開示請求に対し、当該親自らに関する個人情報に当たるという判断を示したものです。

この点、本判決を考察するに当たって参考になる裁判例として、東京地裁は、死者が生前に不動産を売却した際に作成された契約書及び測量図面その他の情報が相続人（子）自身の保有個人情報に当たるとかが争われた事案において、「死者に関する情報であっても、請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報及び社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報については、自己を本人とする保有個人情報に含むものとしているものと解される。」とした上で、「社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報とは、死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報等をいうと解され」との考え方を示しました（東京地裁平成30年1月18日判決・判タ1467号126頁・本誌441号11頁）。なお、東京都個人情報保護条例に関する東京都の通達においても同旨の記載があり、当該裁判所がこの通

達の内容を正当として是認したものです。この東京地裁判決の考え方を前提として、本判決のケースに単純に当てはめると、死亡した未成年者の情報の内容如何にかかわりなく、親であれば、自己の保有個人情報として開示請求をすることができるということになりそうです。

しかしながら、その一方で、本判決及び上記東京地裁判決の後に、最高裁第一小法廷は、民間金融機関が保有する死者の印鑑届出書の情報について、相続人（子）が個人情報保護法に基づき開示請求した事案において、「ある情報が特定の個人に関するものとして法（筆者注：個人情報の保護に関する法律）2条1項にいう「個人に関する情報」に当たるか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係を個別に検討して判断すべきものである。したがって、相続財産についての情報が被相続人に関するものとしてその生前に法2条1項にいう「個人情報」に当たるものであったとしても、そのことから直ちに、当該情報が当該相続財産を取得した相続人等に関するものとして上記「個人に関する情報」に当たるとはできない。」と判示し、死亡した母親に係る印鑑届出書の情報は相続人の個人情報に当たるとした原審の判断を破棄して、開示請求を棄却しました（最高裁平成31年3月18日第一小法廷判決・判タ1462号10頁）。

さらに、大阪地裁も、相続人が死者の情報を自己の情報として開示請求することができるかどうかは、当該情報の内容と開示請求者たる個人との関係を個別に検討して判断すべきとした上記最高裁の考え方に立って、石綿粉じんばく露作業により胸膜中皮腫を発症して死亡した父の死亡に係る労働者災害補償保険に基づく遺族補償年金等の支給を受けていた母が死亡した後、相続人たる子が、国に対して、父の死亡に係る母の遺族給付等に関する調査結果復命書等の情報の開示請求をした事案において、開示請求の対象が、国が定めた救済枠組に照らして、相続の対象となる損害賠償請求権が発生するか否かに直接的に関わる情報であることから、相続人である子自らの情報に当たると判断しております（大阪地裁令和元年6月5日判決・判時2431・2432合併号79頁）。

さて、本判決が、上記東京地裁判決の考え方の

ように、死亡した未成年者の情報一般が、親の個人情報に当たるとする考え方に基づくものであったとするならば、最高裁が上記のような考え方を示した以上、本判決の先例的な意義は一見薄れるものと思われます。しかしながら、上記4(2)アのとおり、本判決は、「本件情報は、家庭及び地域における児童養育を支援するための行政機関である児童相談所が、その業務のために作成した児童記録一式であるから、その性質上、子の生前、その養育を直接的又は間接的に担っていた子の相続人たる地位を有する父又は母の個人情報と基本的に同視し得る」として、踏み込んだ検討までは行っていないものの、情報の性質(内容)と開示請求者との関係を一応踏まえた上での判断であることを示しています。この点、一般的に考えても、児童養育の支援機関である児童相談所が収集した当該児童に係る情報は、支援を受ける親自身にとっても有用な内容が存在し得るでしょう。そして、本件情報については、本件児童に関する氏

名等の基本情報をはじめ、相談の内容や家族の状況、具体的な援助方針とその後の経過、関係機関又は関係者等からの情報及び本件児童に係る評価等が記載されており、開示請求者たる父親が、自身の子である本件児童がいかなる経緯で自殺に至ったのかを知りたいという目的を実現する上で、有用な情報も含まれている可能性が十分に考えられます。このように考えると、上記の最高裁第一小法廷判決の考え方に照らしても、本判決の判断は是認されるものと思われ、参考裁判例としての意義をなお有しているものと考えます。

佐々木 泉 顕  
(弁護士)  
山田 敬之  
(弁護士)  
岸本 明大  
(北海道町村会)



## ことばちから 伝えたいことが相手に届く! 公務員の言葉力

元静岡県理事 山梨秀樹 / 著  
四六判 定価(本体1,600円+税)

- 公務員の仕事で最も重要な説明・コミュニケーション力 = 「言葉力」アップの極意を解説!
- 住民説明、広報・PR、文書作成、部下指導など、日常業務での「言葉力」活用法をわかりやすく提示!
- 毎日使う「言葉の力」で、飛躍的にしごとの効率化、組織活性化が進み、住民サービス向上にも効果大!



TEL: 0120-953-431 [平日9~17時] FAX: 0120-953-495  
<https://shop.gyosei.jp> ぎょうせいオンラインショップ 検索  
 〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11